

## 882 岡野学長薨去

〔『法学新報』第36巻1(408)号 大正15年1月1日〕

## ○岡野学長薨去

中央大学学長法学博士岡野敬次郎男爵は旧臘二十三日病の爲めに薨去せられたり先生は政界退隱後一昨年秋冬の交より兎角健康思はしからず静養に努められつつありしも昨春以来は一層勝れず遂に肺氣腫に襲はれたるか先生平生の元氣にて余りに大患とも見受けられず殊に枢密院副議長任官後伊勢大廟及桃山神宮参拝に赴かれ帰京後稍、快方の模様ありしも寒氣に向ひて復た思はしからざる有様となられ去る十一月十四日帝国ホテルに開催せられたる中央大学学員總會当日は全く病を押して出席、稍々長時間に亘り懇切なる挨拶を述べられたるか先生の平生に似す極めて低声にて満堂に徹底せず同人は窃に先生の健康を氣遣ひたることあり其後先生は一回枢密院会議に出席せられたる後静養の爲め大磯に寒を避けられたる所既に新橋駅プラットホーム迄の歩行に多大の困難を感せられ亦同地の別邸門前の急坂数間を昇ほらるる際など長時間を費やし急速を重ねて漸く達せられたる程なりしと云ふ而も其後数日間は落付かれたるも夫より病勢頓に加はられ心臓の弱衰、腎臓の障碍等出て来り十二月中旬には既に頗る危険の形勢に陥みられ隆子夫人及家族其他近親の方々には昼夜看護に努力せられたれとも如何せん老齡のこと

とて衰弱日に加はり危篤の報天聴に達するや宮中よりは御見舞として葡萄酒を下賜せられ同十八日には多年の功勞を思召され特に男爵を授けられたり然るに猶ほ意識は明瞭なるのみならず一時病勢稍々怠り来り授爵の恩命をば無上の光榮なりと感激せられたる程にて或は一時は回復せらるべきかと迄好況に在られたるか天命如何とも為し難く入澤、稻田其他の国手の大努力も其効なく二十二日午後九時四十五分全く絶望の状に陥みられ翌二十三日自働車にて東京麻布の本邸に帰へられ不歸の客と化せられたるか其危篤の報再び天聴に達するや従二位に叙し桐花大綬章を授けられたり

中旬先生の病革まるや中央大学理事馬場鏝一博士は大磯に詰切り看護に努められ又同馬場愿治博士、同佐藤正之、同監事花井卓藏博士、同幹事天野徳也其他教職員及出身諸氏は交はる交はる大磯に見舞ひ切に先生の全快を祈りたるも其効なく遂に此不幸を見るに至りたる次第にて同大学にては校葬を熱望したる所岡野家にては故人平生の簡素なる主義を貫く爲め固辞せられ葬儀は和田彦次郎氏委員長と爲り総務係は矢野恒太、栗原廣太、二上兵治、村上恭一、品川主計、石坂泰三、高木陸郎、尾崎敬義、前原藤一郎の諸氏、儀式係は馬場鏝一、鹽谷恒太郎、片山義勝、牛塚虎太郎、渡部信、篠原三千郎、黒崎定三、佐藤正之、村上恭一の諸氏、接待係は宮田光雄、松本丞治、志村源太郎、窪田静太郎、山田三良、美濃部達吉、馬場愿治、石塚英藏、井上準之助、土方寧、田部芳、服部金太郎、橋本圭三郎、岡實、金井延、南弘、花井卓藏、矢作榮藏、青山衆司、天野徳

也、古仁所豊、齋藤力、豊田収の諸氏、記録係は中西清一、片山義勝、三宅徳業、佐竹三吾、村上恭一の諸氏、会計係は美濃部俊吉、加納友之介、木村通、豊田収の諸氏夫々其任に就き二十六日午後零時十五分出棺、同三十分青山斎場著同五十分葬儀開始、午後二時より三時まで一般会葬者告別式挙行のことに決定せられ当日定刻に至るや従二位勲一等男爵岡野敬次郎之柩と記しある銘旗を先頭に迎僧、靈柩、喪主附添、家族、委員長及委員等の自働車十台相連りて六本木の本邸より出棺、右に電車通りに出て左へ青山一丁目御所前を右へ青山通三丁目を左折青山墓地通り入り定刻斎場に到着したるか此時既に多数の葬儀参列者先著し居りて迎へ直に靈柩は宮中を始め各方面より供へられたる生花、花輪其他を以て装られたる祭壇に安置せられ喪主節氏未亡人、遺族其他親族及最も縁故深き人々著席の上式を開始し諷経、往生咒、棺前念誦、奠茶引導、大導師引導、弔辞(朗読省略)、茶「茶」毘回向の順序にて二時終了、夫より一般告別式に移る約一時間に亘り会葬するもの引きも切らず二千名の多数に上り三時靈柩は特に中央大学に告別の為め校舎前を通過さることと為り斎場を發し青山通りを右へ電車線路に沿ひ赤坂見附を経て三宅坂を左へ五番町英国大使館前を右に乾門前より一橋に出て神保町を過きり電車交叉点を右に折れ小川町通村井銀行角を右に中央大学に進まれたるか校舎の前通両側には中央大学学生及一般学員二千余名整列して靈柩を迎へ校門の内外には大学職員、教授、大学評議員、学員会理事評議員の諸氏二百余名参列し門前に生花を供へ焼香所を設け弔旗並に黒幕を

以て門扉を装り靈柩の正面に停車さるるや馬場愿治理事大学を、稲田周之助博士教授を、卜部喜太郎氏学員会を又出羽重三学生監学生を代表して一斉に焼香し其終るや一同礼拝して靈柩に告別す其森厳悲痛譬ふるに物なし斯くて靈柩は徐々として發車し神田区役所跡左へ電車通右へ消ゆる迄一同熱心に押送したり夫より靈柩は送僧に従ひ喪主、家族、親族、委員長及委員等の十数台の自働車に護られて神田橋經由、高輪通二本榎を過ぎ桐ヶ谷火葬場に至り形の如く茶「茶」毘に附せらる中央大学よりは両馬場、佐藤、天野、三浦の諸氏火葬場迄随従し尚ほ遺骨は二十八日午前十時新に選まれたる谷中墓地に埋葬せられ英靈は永く翠松碧杉滴る許りなる斯の靈境に鎮まり玉ふ嗚呼哀哉中央大学にては二十五及六の両日学校関係者相寄り故学長の肖像を理事室内に祭り焼香通夜を為すこととし両夜共参拜者頗る多数に上り故人の高徳を偲ひつゝ、夜を明かし葬儀当日は靈前に大学より一对、教授一同及実業同窓会より一对の生花を供ふ先生は明治二十年中央大学の前身英吉利法律学校に教鞭を執られてより以来永く子弟を教育せられたるのみならず明治三十七年二月中央大学社員に推され四十五年七月中央大学理事に当選し大正六年十月学長となり大正十二年九月其文部大臣に任せられし際一旦辞せられたるも十三年一月桂冠以来再び学長として中央大学経営の為め拮据鞅掌せられ同大学の今日に在る誠に先生の努力に因る所大なりとす同大学は最近益々発展の勢に在り神田駿河台戸田伯邸跡を購入し新校舎を建築して移転し内容の充実、設備の完成に趨かんとする際先生は其成を見ずして溘逝せ

らる痛惜の至りに堪へざるなり葬儀に臨み理事馬場愿治博士は  
 大学を代表して巻頭に掲ぐる弔辞を又卜部喜太郎氏は学員会を  
 代表して左の弔辞を霊前に捧げられたり因に訃報の伝はるや各  
 地の学員諸氏より大学に宛て弔辞弔電を発せられたる者多数に  
 上り茲に一々掲載し兼ねるを以て省略することとせり

嗚呼旻天無情何そ夫れ我か岡野先生を奪ふの爾く急なるや吾  
 儕同人俄に此凶事に遭ひ哀愁胸臆を衝き徒に人生の無常を嗟  
 し天道の是非に惑ふのみ嗚呼悲哉先生の教化は遍く朝野の全  
 面に及び其功業は録して方策に存し而して吾儕同人最も先生  
 の品性人格の高潔玲瓏なるに推服す先生篤実温潤義に勇み情  
 に厚く其世に処し人に接する一に至誠を以てし其間毅然犯す  
 へからざるの風節を具ふ一たひ先生の室に入れは春風和煦芝  
 蘭薫を為し然かも亦諄々提撕必ず有用の才を濟さすんは已ま  
 す洵に是れ学徳共に高く至誠神に通ずるの致す処にして我か  
 中央大学一種崇高の学風を有する所以のもの冥々の間先生の  
 徳化に負ふこと亦甚た大なりと為す惟ふに方今世上必ずしも  
 篤学の士に乏しからず縦横権変の徒に至りては寧ろ其数の多  
 きを憾み此輩滔々相率ゐて名利を趁ひ篤厚真率の君子儒年と  
 共に凋落す頼に我か岡野先生の在るあり師道由て以て立ち克  
 く一脈の士風を学界に繁くことを得たりと雖も先生今や則ち  
 亡し吾儕後生夫れ將た誰に從て教を請はんや嗚呼浮世は夢  
 幻、人生は朝露、先生の温容徒に眼前に髣髴し高風終に再び  
 拝すへからず彼を念ひ是を思ひ情迫り感極り悵々として言は  
 んと欲する所を卒へす嗚呼悲哉

大正十四年十二月二十六日

中央大学学員会総代 卜部喜太郎

尚ほ当日中央大学学生代表として北川外松氏か霊前に捧けたる  
 弔辞は左の如し

維時大正十四年十二月二十六日中央大学学生一同清酌庶羞の  
 奠を以て謹みて学長岡野敬次郎先生の靈柩の前に伏して哀悼  
 の辞を奉る痛恨の極悲愁の至烏そ克く文することを得んや  
 先生天資温厚にして剛毅、廉潔にして至誠、学識高く経綸に  
 富む先生の我中央大学にあるや創設以来実に四十年、夙夜精  
 励、循循誨へて倦まず其の学を授くる懇切を尽し其の教を垂  
 るる慈愛を極め恰も慈父の如し輒ち校運鬱として興り人材彬  
 彬として出つ然るに旻天何そ夫れ無情なる俄に先生を奪ひ生  
 等をして茫乎として津梁に迷はしむ夢耶將真耶嗚呼哀哉而も  
 是れ生等門下子弟の私情のみにはあらざるなり之を是れ天下  
 国家に観る先生の死は真に千載の一大恨事たらずんはあらず  
 先生の国家に貢献して立法に、行政に、教育に至誠を傾倒し  
 たる偉勲は赫々として人の耳目に在り今や国家多事、耆老凋  
 謝、人材を需むる最も急なる時に當りて一世の泰斗を喪ふ国  
 家社会の損失果して如何そや嗚呼泰山は頽れたり梁木は壞れ  
 たり生等哭して慟せさらむとするも豈夫れ得へけんや  
 嗚呼先生何そ遽に斯世を捐てて道山に帰せらるるや高風を追  
 懐すれば音容髣髴として目睫に在り而も今や則ち亡し矣痛恨  
 何そ勝へむ恭く靈柩の前に伏して哀悼の辞を陳へんと欲すれ  
 は一字一涙下り一句一血流る善く読むこと能はざるなり嗚呼



哀哉尚饗

大正十四年十二月二十六日

中央大学学生総代 北川 外松

先生の家は累代旧幕臣にして慶応元年九月江戸に生れ長して明治十二年東京大学予備門に入学十九年法科大学を卒業、大学院にて二個年研究を継続せられ同二十一年七月法科大学助教に任し奏任官五等に叙せられたるか爾後に於ける閲歴は左の如し

明治二十三年十月文官高等試験委員被仰付、同十二月文官高等試験委員被免、同二十四年八月法学修業として満三个年独逸国へ留学を命ず、同二十六年非職を命ず、同二十八年十一月帰朝、同十二月任法科大学教授、同叙高等官六等、同く商法講座担任を命ず、同く法典調査会委員被仰付、同二十九年一月叙正七位、同三十年十二月法典に関する政府委員被仰付、同陞叙高等官五等、同三十一年三月叙従六位、同兼任農商務省参事官、同叙高等官二等、同四月省令審査委員を命ず、同叙正五位、同五月法典に関する政府委員被仰付、同六月文官高等試験臨時委員被仰付、同法典調査会委員の職を奉し起草整理に従事し勤務不尠に付勲四等旭日小綬章を授け賜ふ、同七月依願免兼官、同十一月兼任農商務省参与官、同叙高等官二等、同十二月法典に関する政府委員被仰付、同文官高等試験臨時委員被免、同三十二年二月農商務省所管事務政府委員被仰付、同三月学位令第二条に依り法学博士の学位を授かる、同四月農商務省文官普通懲戒委員を命ず、同文官高等懲戒予備委員被仰付、同六月文官高等試験臨時委員被仰付、同

特許代理業者試験委員長を命ず、同八月関税訴訟願審査委員被仰付、同十一月農商務省所管事務政府委員被仰付、同文官高等試験臨時委員被免、同十二月陞叙高等官四等、同三十三年二月法典に関する政府委員被仰付、同四月商法第一講座担任を命ず、同五月兼任農商務省参事官農商務省官房長、同叙高等官二等、同三十三年六月文官高等試験臨時委員被仰付、同十月依願免兼農商務省官房長、同十一月帝室制度調査局御用掛被仰付、同文官高等試験臨時委員被免、同十二月農商務省所管事務政府委員被仰付、同法典に関する政府委員被仰付、同三十四年六月文官高等試験臨時委員被仰付、同十一月文官高等試験臨時委員被免、同十二月農商務省所管事務政府委員被仰付、同三十五年一月陞叙高等官三等、同二月法典に関する政府委員被仰付、同免兼官、同兼任法制局参事官、同叙高等官二等、同法制局第一部長を命ず、同政府委員被仰付、同文官高等試験常任委員被仰付、同外交官及領事官試験委員被仰付、同三月政務調査委員被仰付、同四月文官高等懲戒予備委員被仰付、同十月政務調査委員被免、同依願免兼官、同東京帝国大学評議員を命ず、同十二月法典に関し政府委員被仰付、同三十六年四月法典調査会残務取扱を嘱託す、同十二月法典に関する政府委員被仰付、同三十七年八月陞叙高等官二等、同三十八年六月叙勲三等授瑞宝章、同十月東京帝国大学評議員を命ず、同三十九年一月任法制局長官兼内閣恩給局長、同叙高等官一等、同兼任東京帝国大学法科大学教授、同高等官二等、同政府委員被仰付、同捕獲事件損失補償調査会委員

長被仰付、同補高等捕獲審檢所評定官、同文官高等試験委員  
長被仰付、同文官高等試験常任委員被免、同三十九年一月叙  
從四位、同文官高等懲戒委員被仰付、同三月依願東京帝国大  
学評議員を免す、同六月外交官及領事官試験委員被仰付、同  
七月南滿洲鉄道株式会社設立委員被仰付、同九月帝国学士院  
規程第二条に依り勅旨を以て帝国学士院会員被仰付、同十二  
月南滿洲鉄道株式会社設立委員被免、同政府委員被仰付、同  
四十年二月叙勲二等授旭日重光章、同帝室制度調査局残務取  
扱被仰付、同五月法律取調委員被仰付、同十二月政府委員被  
仰付、同四十一年一月皇室令整理委員被仰付、同帝室制度調  
査局残務取扱被免、同東洋拓殖会社設立に関する調査委員長  
被仰付、同四月兼任宮中顧問官、同叙高等官一等、同文官高  
等懲戒委員任期滿了再び同委員被仰付、同五月戦時処分求償  
事件調査委員長を命す、同臨時仮名遣調査委員会委員被仰付、  
同三十九年四月三十七八年従軍記章授与、同四十一年七月免  
本官並兼内閣恩給局長専任東京帝国大学法科大学教授、同文  
官高等試験委員長被免、同八月依願文官高等懲戒委員被免、  
同十二月貴族院令第一条第四項に依り貴族院議員に任す、同  
四十二年六月文官高等試験臨時委員被仰付、同四十三年六月  
文官高等試験臨時委員被仰付、同四十四年二月叙正四位、同  
三月皇室令整理委員被免、同八月任法制局長官兼内閣恩給局  
長、同叙高等官一等、同兼任東京帝国大学法科大学教授、同  
叙高等官二等、同九月文官高等試験委員長被仰付、同鉄道院  
職員救済組合審査会議長を命す、同文官高等懲戒委員被仰付、

同十月商法第一講座担任を免し同講座分担を命す、同十二月  
陸叙高等官一等、同臨時制度整理局委員被仰付、同衆議院議  
員選挙法改正調査会委員被仰付、同政府委員被仰付、同四十  
五年共通法規調査委員長被仰付、大正元年七月大喪使事務官  
被仰付、同八月評議所評議員を命す、同政府委員被仰付、同  
十二月依願免本官並兼官、同二年二月任法制局長官兼内閣恩  
給局長、同叙高等官一等、同特に親任官の待遇を賜ふ、同文  
官高等試験委員長被仰付、同政府委員被仰付、同三月文官高  
等懲戒委員被仰付、同四月共通法規調査委員長被仰付、同六  
月依願免宮中顧問官、同七月鉄道院職員救済組合審査会議長  
を命す、同九月任行政裁判所長官、同叙高等官一等、同兼任  
東京帝国大学法科大学教授、同叙高等官一等、同商法第一講  
座分担を命す、同十一月大礼使参与官被仰付、同評議会々員  
を命す、同十一月依願文官高等試験委員長被免、同十二月叙  
勲一等授瑞宝章、同三年三月授旭日大綬章、同四月叙從三位、  
同六月文官高等懲戒委員被仰付、同四年四月大礼使参与官、  
同十月京都行幸供奉被仰付、同五年四月任行政裁判所長官(親  
任)、同兼任東京帝国大学法科大学教授、同叙高等官一等、  
同十一月帝室制度審議会委員被仰付、同四年十一月大礼記念  
章授与、同六年六月文官高等懲戒委員被仰付、同八年五月叙  
正三位、同七月臨時法制審議会委員被仰付、同十月臨時教育  
委員会委員被仰付、同九年六月文官高等懲戒委員被仰付、同  
十年七月教育評議会会長被仰付、同十一年三月依願教育評議  
会会長被免、同六月任司法大臣、同七月文官高等懲戒委員被

免、同八月依願帝室制度審議会委員被免、同十二月帝国大学令第十三条に依り勅旨を以て東京帝国大学名誉教授の名称を授く、同十二年九月依願免本官、同任文部大臣、同帝都復興審議会委員被仰付、同十二月兼任農商務大臣、同十三年一月依願免本官並兼官、同三月帝室制度審議会委員被仰付、同臨時御歴代史実考査委員会委員被仰付、同特に親任官の待遇を賜ふ、同十四年三月臨時法制審議会委員被免、同臨時法制審議会総裁被仰付、同特に親任官の待遇を賜ふ、同十月任枢密院副議長、同願に依り貴族院議員を免す、同十二月文政審議会委員被仰付、